取引所外国為替証拠金取引に係る取引証拠金の算出方法の見直しについて(案)

平成 22 年 6 月 2 2 日 株式会社大阪証券取引所

項目	内容	備考
I 趣旨	・ 本年8月1日より、想定元本の一定比率以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する規制に係る金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「府令」という。)の一部を改正する内閣府令が施行される。これに伴い、当社の取引所外国為替証拠金取引(以下「取引所FX取引」という。)に関し、取引証拠金の算出方法を改めることとする。	
Ⅱ 内容	・ 取引所FX取引の1取引単位あたりの証拠金基準額は、対象金融指標ごとに、百分の四に基準となる清算数値(毎週の最終取引日を含め遡る5取引日における清算数値の平均値をいう。以下同じ。)を乗じて得られる値(非対円金融指標については、当該値に基準通貨に係る対円金融指標の清算数値を乗じて得られる値)に取引単位を乗じて得られる額(本所が定めるところにより端数金額を切り上げる)とする。	 ・本取引所は、府令(平成22年8月1日施行)第117条第7項及び第8項に規定する「外国為替相場の変動を適切に反映させた額」として、左記の方法により証拠金基準額を算出する。 ・左記で算出した証拠金基準額は、現行の制度と同様に、算定基準日(毎週の最終取引日)の属する週の翌々週の最初の取引日から適用する。
	・ 本年8月1日から起算して一年を経過する日までの間は、上記において「百分の四」とあるのは、「百分の三」とする。	
Ⅲ 実施時期	・ 平成22年8月1日から実施する。	
	以上	